

子育て住宅取得補助金

担当:企画財政課企画調整係

H29. 4. 1以降、町内に住宅を取得して定住する子育て世帯に対し、取得住宅に係る固定資産税相当額を助成

- ・中学生以下の子どもがいる世帯
- ・補助金の対象期間：初めて課税される年度を含めて3年
- ・市区町村民税等を滞納していないこと
- ・新築・建売・中古対象

子育て世帯定住サポート事業

担当:企画財政課企画調整係

転入して定住する子育て世帯の住宅取得費用に対する助成
取得経費の5%、上限100万円（町内業者と契約の場合、経費の6%、上限120万円）

- ・中学生以下の子どもがいる世帯
- ・転入前の住所地における市区町村民税等を滞納していないこと
- ・町内会に加入すること
- ・10年以上定住すること
- ・新築・建売・中古対象

新婚生活家賃補助金

担当:企画財政課企画調整係

H29. 4. 1以降に結婚し、賃借する住宅の家賃を助成

- ・上限2万円／月
- ・結婚した時から最長2年間
- ・賃貸借契約をしていること
- ・家賃滞納が無いこと
- ・市区町村民税等の滞納が無いこと

結婚新生活支援事業

担当:介護福祉課福祉係

結婚に伴う新生活のスタートに係る引越費用や住居費等に対する助成

- ・夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下であること
- ・H30. 4. 1～H31. 2. 28に結婚、世帯所得340万円未満
- ・補助額上限30万円
- ・住居賃借の場合は、賃貸借契約をしていること
- ・町税の滞納が無いこと
- ・住宅の新築や購入も対象

※助成の条件等、内容の詳細については、担当へお問い合わせください。
【役場TEL0172-73-2111(代)】